

アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2014 年 1 月 20 日（月）

場 所：名古屋キャンパス J 棟 1 階 特別合同研究室

テーマ：台湾日治時期的原住民族，習慣與國家法

報告者：曾 文亮（中央研究院台湾史研究所 助研究員）

通訳者：趙 晴（南山大学非常勤講師）



曾 文亮氏

発表の構成

- 一、前言
- 二、熟蕃的習慣與國家法
 1. 原住民與國家關係的建立
 2. 熟蕃依用舊慣問題與國家法
- 三、平地蕃人的習慣與國家法
 1. 平地蕃人的出現與普通行政
 2. 保護行政下的民事關係與習慣
 3. 保護行政下刑事法律關係：習慣的萎縮
- 四、蕃地蕃人的習慣與國家法
 1. 蕃地蕃人與國家關係的建立
 2. 蕃地蕃人特殊行政下的習慣與國家法
- 五、結語

本発表では、植民地支配下の台湾において、圧倒的なマイノリティであった先住民（「台湾原住民」）に焦点をあてて、彼ら・彼女らを植民法（「國家法」）がどのように規定し、また彼ら・彼女らの「習慣」がそこにどのように関連していったのかが論じられた。

まず「一、前言」では、本発表の目的が述べられるとともに、植民地統治期において「台湾原住民」をめぐる基本的な分類である「熟蕃」「化蕃」「生蕃」という概念が、植民地官僚・持地六三郎の見解に依拠しながら紹介された。次に「二、熟蕃的習慣與國家法」では、「漢民族系住民と同程度に進化しており、普通行政区域内に居住し帝国臣民」とみなされた「熟蕃」に対して、植民地における民法および刑法が、ほぼ漢民族系住民と同様に施行されていく様相が具体的に述べられた。

次に「三、平地蕃人的習慣與國家法」では、「少し進化した「蕃人」で、ある程度、国家に服従しているが、普通行政区域の外に居住しており、帝国臣民とみなすことはまだできない者」とされた「化蕃」に焦点をあて、彼ら・彼女らの居住地が普通行政区域（「平地」）に組み込まれていくなかで、植民地における法がどのように彼ら・彼女らに適用されていくようになり、またその際どのような問題が生じたかが、詳細に論じられた。

さらに「四、蕃地蕃人的習慣與國家法」では、「進化が遅れており、普通行政区域の外に居住し、帝国主権に服従していない者」とみなされた「生蕃」が取り上げられ、彼ら・彼女らを法的主体として認めない政策が、植民地統治開始直後から、1915年、1930年という台湾先住民政策史上の二つの大きな画期を経て、どのように変容していくのかが、豊富な資料に基づいて説得的に論じられた。そして最後に「五、結語」において、被植民者のなかでも圧倒的なマイノリティであった「台湾原住民」と植民法の複雑な関係について総括的な整理が行われるとともに、植民法制の問題点について多角的な指摘がなされた。

（文責：松田 京子）